

令和4年流山市議会第4回定例会議案

11月24日招集
流山市

目 次

- 7 1 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度流山市一般会計補正予算（第8号））
- 7 2 令和4年度流山市一般会計補正予算（第9号）
- 7 3 流山市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 7 4 個人情報保護法制の全国一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 7 5 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 7 6 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 7 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 8 流山市減債基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 9 流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 0 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 8 1 工事請負契約の締結について（流山市立南流山中学校移転改修工事）
- 8 2 令和4年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 3 流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 4 流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 5 流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 6 指定管理者の指定について（流山市南流山福祉会館）

- 8 7 指定管理者の指定について（流山市向小金福祉会館）
- 8 8 指定管理者の指定について（流山市初石公民館）
- 8 9 指定管理者の指定について（流山市南流山センター）
- 9 0 指定管理者の指定について（流山市立森の図書館）
- 9 1 令和 4 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 2 令和 4 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 3 令和 4 年度流山市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 9 4 令和 4 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 9 5 市道路線の認定について
- 9 6 市道路線の廃止について

- 1 7 専決処分の報告について

議案第 71 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 原油価格・物価高騰の影響を受けている市民や事業者に対して、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）を活用した支援を行うに当たり、特に緊急を要したため、令和4年10月31日付けで令和4年度流山市一般会計補正予算（第8号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和４年度流山市一般会計補正予算（第８号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和４年１０月３１日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 73 号

流山市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
流山市個人情報保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 個人情報保護法制の全国一元化により、流山市個人情報保護
条例（平成14年流山市条例第1号）を廃止し、及び個人情報
の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し
必要な事項を定めるためである。

流山市個人情報保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者のうち、市が出資している法人で市の機関が別に定める法人は、前項に規定するもののほか、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（任意代理人による開示請求における代理権の確認）

第5条 市の機関は、本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）から法第76条第2項の規定による開示請求があったときは、法第77条第2項の規定による手続のほか、必要に応じて次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、適切に任意代理人の資格を確認

しなければならない。

- (1) 委任者の実印を押印した委任状に印鑑登録証明書の添付を求めること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（番号法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）その他の委任者に対し一に限り発行される書類の複写物の添付を求めること。
- (3) 委任者又は任意代理人の同意を得て、委任者を本人とする本人限定受取による郵便物として開示決定に係る保有個人情報を送付する方法により開示の実施を行うこと。
- (4) その他任意代理人の資格を確認するに当たって適切な措置（開示決定等の期限に関する特例）

第6条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条及び第84条の規定の適用については、法第83条中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、法第84条中「60日以内」とあるのは「30日以内」と、「同条第1項」とあるのは「流山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年流山市条例第 号）第6条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（事務所における開示の実施の際の本人確認等）

第7条 市の機関は、事務所における開示の実施をするときは、当該開示を受けようとする者に対し、法第82条第1項の規定による通知書のほか、必要に応じて令第22条第1項各号に掲げる書類（法第76条第2項の規定による開示請求に対する開示決定の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類を含む。）のいずれかを提示させること等により、当該者が開示決定に係る保有個人情報の本人であること（法第76条第2項の規定による開示請求に対する開示決定の場合は、当該開示決定に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を適切に確認しなければならない。

（開示請求に係る手数料及び費用負担等）

第8条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められ

ているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

- 3 市長（上下水道事業管理者が前項の規定により同項の費用を徴収する場合は当該上下水道事業管理者）は、同項の規定により当該費用を負担すべき者が経済的に困難であることにより当該費用を負担する資力がないと認められる者として規則（上下水道事業管理者が同項の規定により当該費用を徴収する場合は企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。））で定める者であるときは、その者の負担すべき当該費用を免除することができる。

（任意代理人による訂正請求及び利用停止請求における代理権の確認）

- 第9条 第5条（第3号に係る部分を除く。）の規定は、任意代理人から法第90条第2項の規定による訂正請求及び法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合における当該任意代理人の資格の確認について準用する。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（流山市個人情報保護条例の廃止）

- 第2条 流山市個人情報保護条例（平成14年流山市条例第1号）は、廃止する。

（流山市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

- 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の流山市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条第3項、第12条第3項又は第13条の規定によるその事務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- （1）この条例の施行の際現に旧条例第2条第3項に規定する実施機関

（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

（２）この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

（３）この条例の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う公の施設（同法第２４４条第１項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務に従事していた者

２ この条例の施行の日前に旧条例第１４条第１項若しくは第２項（同項の規定を旧条例第２３条第２項において準用する場合を含む。）、第２３条第１項又は第２６条第１項若しくは第２項の規定による請求がされた場合における旧条例第２条第２項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

３ 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第４４条に規定する個人情報データベースをこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

（１）この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（２）第１項第２号に掲げる者

（３）第１項第３号に掲げる者

４ 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

５ 前２項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

６ 旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくは指定管理者の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その

法人又は人の業務に関して、第 3 項又は第 4 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

- 7 この条例の施行前にした行為及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 74 号

個人情報保護法制の全国一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

個人情報保護法制の全国一元化に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 個人情報保護法制の全国一元化に伴い、個人情報保護制度と密接な関係を有する情報公開制度等との整合性を図る等の必要が生じたことから、流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）をはじめとする関係条例の整備を行うためである。

個人情報保護法制の全国一元化に伴う関係条例の整備に関する条例

(流山市情報公開条例の一部改正)

第1条 流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第7条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第7条第6号オ中「本市若しくは国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは土地開発公社」を「本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は土地開発公社」に改め、同号オを同号キとし、同号イからエまでを同号エからカまでとし、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

第7条第6号を同条第5号とする。

第9条中「第7条第1号」を「第7条第1号及び第2号の2」に改める。

第12条第1項中「あった日の翌日から起算して14日」を「あつ

た日から１５日」に改める。

第１７条を次のように改める。

（法令等による開示の実施との調整）

第１７条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第１項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

２ 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第１項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第１７条の次に次の１条を加える。

（適用除外）

第１７条の２ 市の図書館その他の施設において、市民等の利用に供することを目的として管理している公文書については、この章の規定は適用しない。

第１８条第３項中「実施機関」を「市長（上下水道事業管理者が前項の規定により同項の費用を徴収する場合にあつては当該上下水道事業管理者、土地開発公社が同項の規定により当該費用を徴収する場合にあつては当該土地開発公社）」に、「前項」を「同項」に、「同項の費用」を「当該費用」に改める。

第２０条第２項第１号中「行政不服審査法第１３条第１項に規定する利害関係人であつて審査会に審査請求に参加する必要があると認められて当該審査請求に参加する者」を「行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人」に、「次条第１項第２号」を「次条第２号」に改める。

第２３条第１項第１号中「第７条第１号から第４号まで及び第６号」を「第７条各号（第２号の２及び第４号を除く。）」に改める。

（流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第２条 流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第4条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第13条を削る。

第14条中「第12条」を「前条」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

(流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例の一部改正)

第3条 流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例(平成28流山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 情報公開・個人情報保護に係る審査会による調査及び審議等(第11条―第14条)」

を

「第3節 情報公開に係る審査会による調査及び審議等(第11条―第15条)」

第4節 個人情報保護に係る審査会による調査及び審議等(第16条・第17条)」

に、「第15条―第18条」を「第18条―第21条」に、「第19条」を「第22条」に改める。

第2条第1項中「事項」の次に「(他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を含む。)」を加え、同条第2項中「次に掲げる条例の規定による実施機関の諮問」を「流山市情報公開条例(平成13年流山市条例第32号)第20条第1項の規定による諮問」に、「当該実施機関」を「諮問庁」に改め、同項各号及び同条第3項を削る。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 流山市情報公開条例第20条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(同条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。)

イ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査

会に諮問をした市の機関（流山市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 年流山市条例第 号）第２条第１項に規定する市の機関をいう。）

第３条第２号中「第２条第２項に規定する公文書」を「第１２条第１項に規定する開示決定等に係る公文書（同条例第２条第２項に規定する公文書をいう。）」に改め、同条第３号中「流山市個人情報保護条例第２条第２項に規定する保有個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第７８条第１項第４号、第９４条第１項又は第１０２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同法第６０条第１項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）」に改める。

第４条中「５人以内」を「３人以内」に改める。

第５条第１項中「次に掲げる者」を「優れた識見を有する者」に改め、同項各号並びに同条第２項及び第３項を削り、同条中第４項を第２項とし、第５項を第３項とし、第６項を第４項とする。

第７条第２項中「第５条第２項に規定する審査会の所掌事務の区分に応じ、同項に定める委員の定数（第２条第３項に規定する審査会の所掌事務を担当する委員により組織される審査会にあっては、各委員の定数の合計数）」を「委員の定数」に改める。

第８条の見出し及び同条ただし書を削る。

第９条中「組織される審査会」の次に「（第１６条第１項に規定する個人情報保護に係る審査会を除く。）」を加え、「行政不服審査法」を「行政不服審査法第８１条第３項において読み替えて準用する同法第５章第１節第２款」に改める。

第１０条の見出しを「（行政不服に係る審査会における提出資料の写し等の交付に係る費用の負担等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

行政不服審査法第８１条第３項において読み替えて準用する同法第７８条第４項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

第１０条第２項中「行政不服に係る審査会に提出された主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」を「行政不服に係る審査会から行政不服審査法第８１条第３項

において準用する同法第 7 8 条第 1 項の規定による交付（以下「提出資料の写し等の交付」という。）」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 3 章第 3 節の節名中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に改める。

第 1 1 条の見出し中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に改め、同条第 1 項中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に、「以下この条から第 1 5 条までにおいて同じ」を「以下同じ」に、「実施機関」を「諮問庁」に改め、「又は保有個人情報」を削り、同条第 2 項中「実施機関」を「諮問庁」に、「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に改め、同条第 3 項中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に、「実施機関」を「諮問庁」に改め、「又は保有個人情報に含まれている情報」を削り、同条第 4 項中「情報公開・個人情報保護に係る審査会は」を「情報公開に係る審査会は」に改め、「（行政不服審査法第 1 3 条第 1 項に規定する利害関係人であって、情報公開・個人情報保護に係る審査会に当該事件に参加する必要があると認められて参加する者をいう。次条及び第 1 5 条第 1 項において同じ。）」を削り、「実施機関」を「諮問庁」に改め、「求めること」の次に「、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めること」を加える。

第 1 2 条第 1 項中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に、「申出」を「申立て」に改め、同条第 2 項中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に改める。

第 1 3 条中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に改める。

第 1 9 条の見出しを削り、同条中「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 4 項」に改め、同条を第 2 2 条とする。

第 4 章中第 1 8 条を第 2 1 条とし、第 1 7 条を第 2 0 条とする。

第 1 6 条を削る。

第 1 5 条第 1 項中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 1 8 条と

し、同条の次に次の１条を加える。

（審理員又は審査庁が行う審理手続における提出書類等の写し等の交付に係る費用の負担等）

第１９条 行政不服審査法第３８条第６項において読み替えて適用する同条第４項（同法第９条第３項の規定が適用される場合を含む。）の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

２ 審理員又は審査庁が行う審理手続における行政不服審査法第３８条第１項（同法第９条第３項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による交付に係る費用の負担については、第１０条第２項及び第３項の規定を準用する。

第３章に次の１節を加える。

第４節 個人情報保護に係る審査会による調査及び審議等
（個人情報保護に係る審査会による調査及び審議）

第１６条 個人情報保護に係る審査会（個人情報の保護に関する法律第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査及び審議を行い、諮問庁に答申するために組織される審査会をいう。以下同じ。）の調査及び審議は、第１節及び次項に定めるもののほか、行政不服審査法第８１条第３項において読み替えて準用する同法第５章第１節第２款（同項において準用する同法第７４条の規定については、個人情報の保護に関する法律第１０６条第２項において読み替えられた規定）の定めるところによる。

２ 第１１条第１項から第３項まで、第１４条並びに前条第１項及び第３項の規定は、個人情報保護に係る審査会の調査及び審議について準用する。この場合において、第１１条第１項中「公文書」とあるのは「保有個人情報」と、同条第３項中「公文書に記録されている情報」とあるのは「保有個人情報に含まれている情報」と、第１４条中「第１１条第１項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第４項の規定による調査をさせ、又は第１２条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とあるのは「第１６条第２項において読み替えて準用する第１１条第１項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させる」

と、前条第1項中「第11条第3項若しくは第4項又は第13条の規定による意見書又は資料の提出」とあるのは「次条第2項において読み替えて準用する第11条第3項の規定による資料の提出又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出」と、「当該意見書又は資料の写し」とあるのは「これらの資料又は主張書面の写し」と、「当該意見書又は資料を」とあるのは「当該資料又は主張書面を」と、同条第3項中「第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料」とあるのは「次条第2項において読み替えて準用する第1項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面」と読み替えるものとする。

（個人情報保護に係る審査会における提出資料の写し等の交付に係る費用の負担等）

第17条 個人情報保護に係る審査会における提出資料の写し等の交付に係る費用の負担等については、第10条の規定を準用する。

第14条の見出し中「送付及び閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第1項中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に、「第11条第4項」を「第11条第3項若しくは第4項」に、「前条」を「第13条」に改め、「（電磁的記録）の次に「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同条第3項及び第4項中「情報公開・個人情報保護に係る審査会」を「情報公開に係る審査会」に改め、第3章第3節中同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（委員による調査手続）

第 1 4 条 情報公開に係る審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 1 1 条第 1 項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 1 2 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(流山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日前に開示請求（流山市情報公開条例第 5 条の規定による請求をいう。）がされた場合における同条例第 2 条第 2 項に規定する公文書の開示については、なお従前の例による。

(流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例の一部改正に伴う経過措置)

第 3 条 次に掲げる諮問がされた場合における当該諮問に係る審査請求についての調査及び審議等（当該諮問に対する答申を含む。）については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の日前における流山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年流山市条例第 号。以下「法施行条例」という。）附則第 2 条の規定による廃止前の流山市個人情報保護条例（平成 1 4 年流山市条例第 1 号。以下「旧条例」という。）第 3 0 条第 1 項の規定による諮問

(2) 法施行条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧条例第 3 0 条第 1 項の規定による諮問

2 第 3 条の規定による改正後の流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例（以下「改正後の設置等条例」という。）第 8 条、第 1 1 条から第 1 5 条まで及び第 1 8 条の規定は、次に掲げる諮問がされた場合における当該諮問に係る審査請求についての調査及び審議等（当該諮問に対する答申を含む。）についても適用する。

(1) この条例の施行の日前における第 1 条の規定による改正前の流山市情報公開条例（以下「改正前の公開条例」という。）第 2 0 条第 1 項の規定による諮問

(2) 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における

改正前の公開条例第20条第1項の規定による諮問

- 3 改正後の設置等条例第19条の規定は、この条例の施行の日以後における行政不服審査法第38条第1項（同法第9条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による交付について適用する。

議案第 75 号

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 一般職の職員に係る給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するためである。

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	185,200	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	186,900	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	188,500	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	190,200	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	191,700	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	193,400	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	195,200	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	196,900	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	198,500	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	200,300	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	202,100	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	203,900	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	205,400	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	207,200	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	209,000	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	210,800	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	212,400	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	214,200	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	216,000	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	217,800	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	219,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	221,000	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	222,700	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	224,500	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	226,100	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	227,800	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	229,400	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	230,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	232,200	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	233,800	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	235,400	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	236,900	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	237,900	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	239,400	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	240,700	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	241,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	243,100	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	244,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	245,100	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	246,100	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	247,200	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	248,100	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	249,000	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	250,000	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	250,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	252,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		

47	216,900	253,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	254,700	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	256,000	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	257,400	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	258,600	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	259,800	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	260,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	262,100	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	263,400	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	264,500	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	265,600	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	266,600	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	267,800	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	268,900	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	269,900	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	270,900	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	230,700	272,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600
64	231,300	273,100	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900
65	231,900	274,000	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200
66	232,500	275,000	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	275,900	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	277,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	278,100	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	279,100	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	280,000	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	281,000	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	281,500	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	282,400	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	283,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	284,000	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	285,000	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	285,800	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	286,600	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	287,400	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	288,200	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	288,700	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	289,100	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	289,600	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	289,800	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	290,100	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	245,100	290,300	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	290,700	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	290,900	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	291,100	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	291,500	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	291,800	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	292,100	342,200	381,000	393,000		
94		292,400	342,600	381,500	393,300		
95		292,700	343,100	381,900	393,600		
96		293,100	343,500	382,300	393,800		
97		293,400	343,700	382,600	394,000		
98		293,800	344,100	383,100	394,300		
99		294,100	344,500	383,500	394,600		
100		294,500	344,800	383,900	394,800		

	101		294,700	345,100	384,200	395,000			
	102		294,900	345,500	384,700	395,300			
	103		295,200	345,900	385,100	395,600			
	104		295,600	346,300	385,500	395,800			
	105		295,800	346,800	385,800	396,000			
	106		296,100	347,200	386,300	396,300			
	107		296,500	347,600	386,700	396,600			
	108		296,900	348,000	387,100	396,800			
	109		297,100	348,500	387,400	397,000			
	110		297,400	348,900	387,900	397,300			
	111		297,800	349,200	388,300	397,600			
	112		298,100	349,500	388,700	397,800			
	113		298,300	350,000	389,000	398,000			
	114		298,600		389,500				
	115		299,000		389,900				
	116		299,300		390,300				
	117		299,500		390,600				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

（流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第21条第1項中「この場合において」の次に「、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の130」と」を加え、「給与条例第19条第4項」を「同条第4項」に、「、「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

第6条 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第21条第1項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定（流山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の給与条例、第3条の規定（任期付職員条例第7条第1項の表の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定による改正後の流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度条例」という。）の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例若しくは第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定又は改正後の会計年度条例第11条第1項の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例若しくは第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定又は第5条の規定による改正前の流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条第1項の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例若しくは第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定又は改正後の会計年度条例第11条第1項の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 76 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 77 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の215」に改
める。

第2条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の210」に改
める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令
和5年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和
4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定によ
る改正前の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手
当の内払とみなす。

議案第 78 号

流山市減債基金条例の一部を改正する条例の制定について
流山市減債基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 減債基金に係る処分事由を新たに追加するためである。

流山市減債基金条例の一部を改正する条例

流山市減債基金条例（昭和54年流山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2号を加える。

- （4）市債の償還額が他の年度に比較して多額となる年度において、市債の償還の財源に充てるとき。
- （5）市債のうち市税等の減収補てん又は財源対策のために発行したものの償還の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する経費に係る公費負担額を引き上げるためである。

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビ
ラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

（流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部改正）

第1条 流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例（平成6年流山市条例第1号）の一部を次のように改
正する。

第4条第2号ア中「15, 800円」を「16, 100円」に改め、
同号イ中「7, 560円」を「7, 700円」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310, 500
円」を「316, 250円」に改める。

（流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担
に関する条例の一部改正）

第2条 流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費
負担に関する条例（平成19年流山市条例第23号）の一部を次のよ
うに改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の流山市議会議員及び流山市長の選挙におけ
る選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長
の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条
例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第 80 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議をするためである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和３０年千葉県告示第４９６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第２第３条第１項第１１号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和５年４月１日から施行する。

議案第 81 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の名称 | 流山市立南流山中学校移転改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 2,033,900,000円
(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
新日本建設株式会社
代表取締役 高見 克司 |

参考資料

流山市立南流山中学校移転改修工事概要

- 1 工事場所 流山市大字鰯ヶ崎 1 6 6 2 番地の 1
- 2 概 要
 - (1) 工事概要 流山市立南流山中学校移転改修に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事
 - (2) 構造・規模
 - ア 敷地面積 49, 155.34 平方メートル
 - イ 建築面積 12, 761.35 平方メートル
 - ウ 延べ床面積 31, 296.55 平方メートル
 - (3) 改修増築詳細
 - ア 改修工事部分
鉄筋コンクリート造 最大地上 7 階建て
既存校舎 A 棟から G 棟まで及び体育館ほか
床面積 18, 789.98 平方メートル
 - イ 増築工事部分
鉄骨造、鉄筋コンクリート造 地上 1 階建て
屋外体育倉庫、屋外便所及び屋外渡り廊下ほか
床面積 97.67 平方メートル
- 3 工 期 議会の議決の日の翌日から令和 6 年 1 月 31 日まで
- 4 設 計 千葉県船橋市湊町三丁目 7 番 15 号
株式会社奥野設計 千葉事務所
- 5 施 工 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目 4 番 3
新日本建設株式会社

6 工事費 2,033,900,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

入札金額 1,849,000,000円(税抜)

請負代金額 2,033,900,000円(税込) 《消費税率10%》

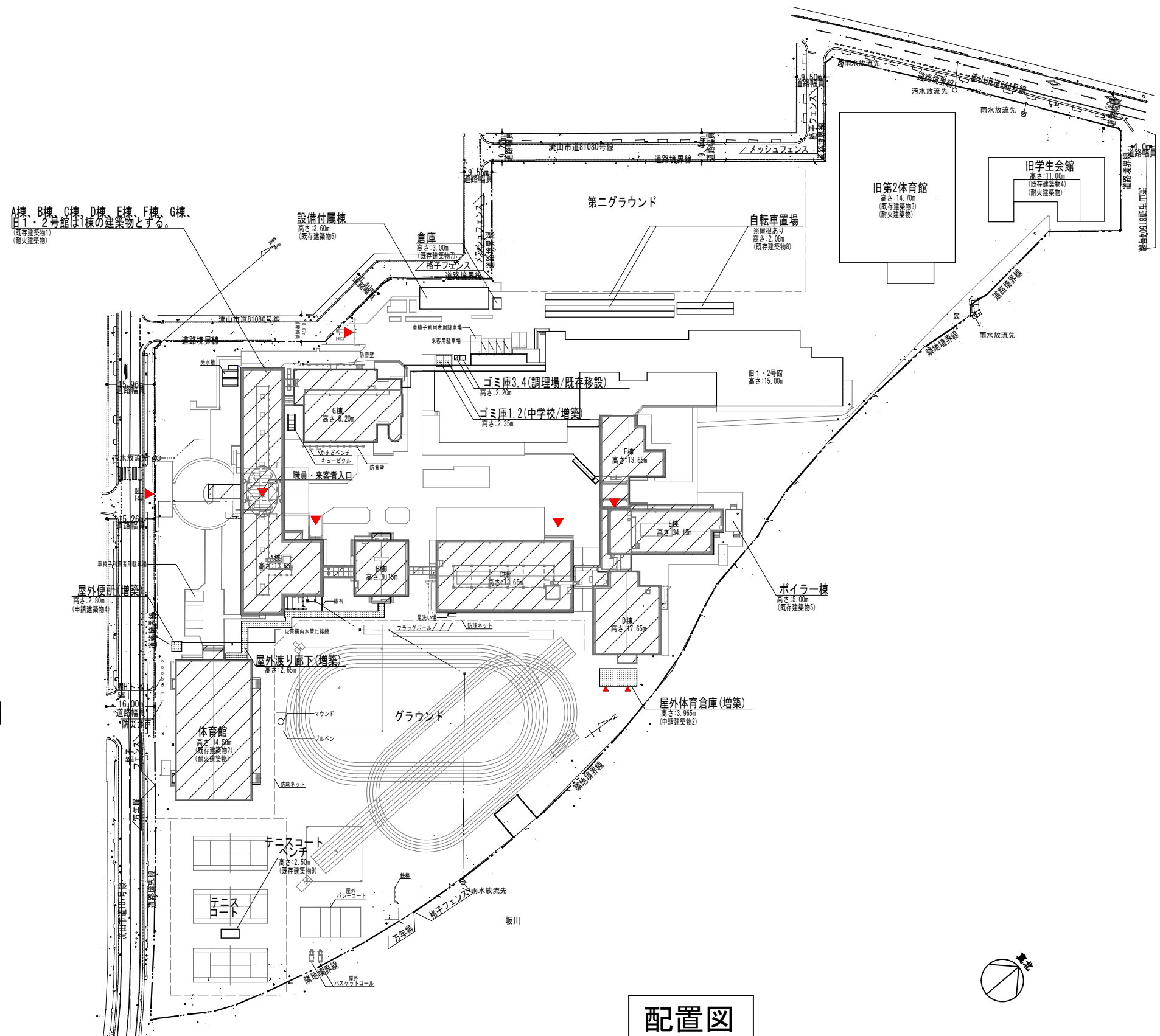
うち取引に係る (184,900,000円)

消費税及び地方消費税の額

業 者 経 歴 表

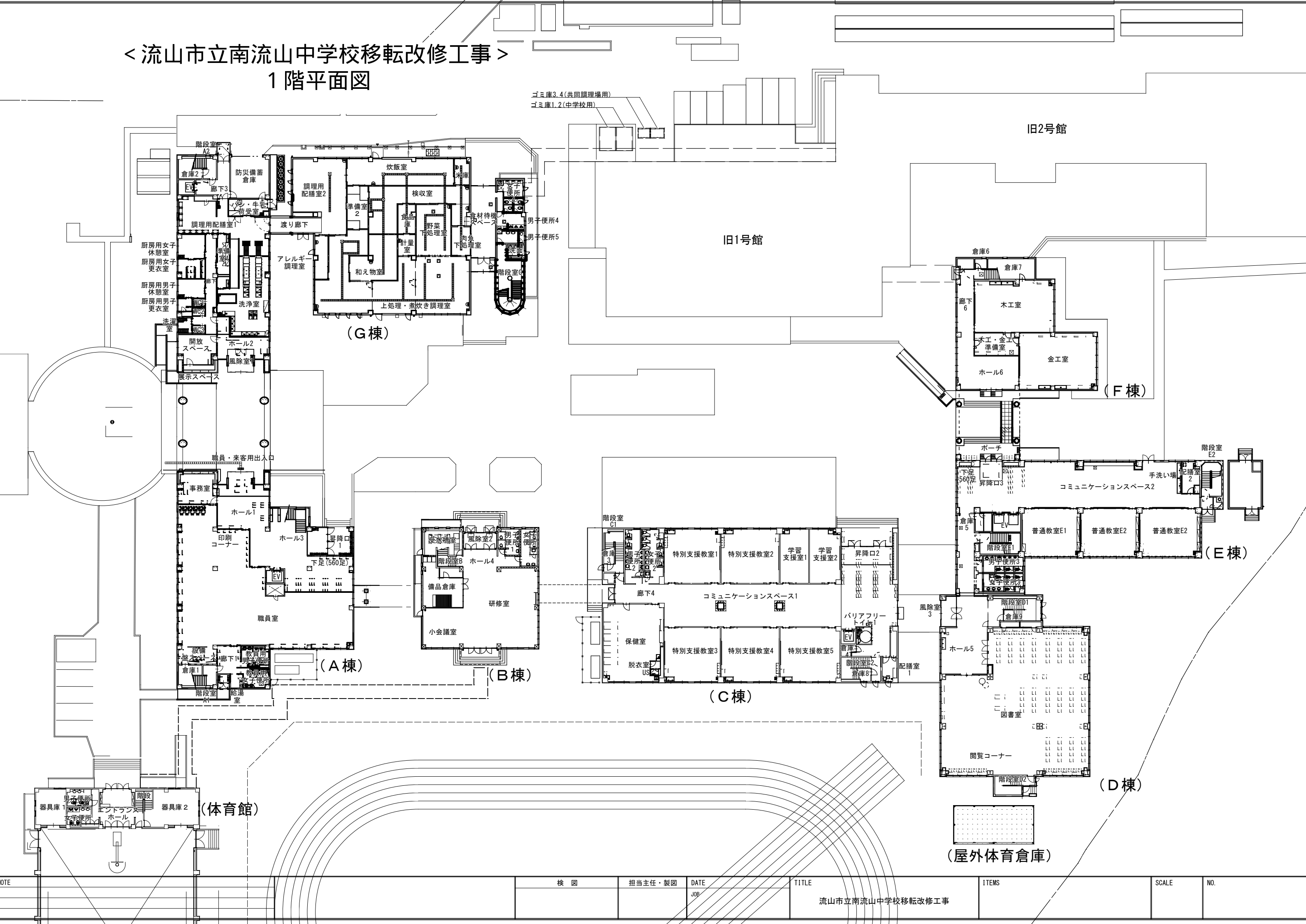
会 社 名	新日本建設株式会社			
代 表 者	代表取締役 高見 克司			
自 己 資 本 額	77,599,669千円（資本金額 3,665,390千円）			
所 在 地	本 社	千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	令和4年8月17日 国土交通大臣許可（特－4）第7074号 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業			
営 業 種 目	共同住宅・官公庁等の建設事業、マンション等の分譲・賃貸、商業施設等の企画開発事業			
過 去 2 か 年 の 平 均 完 成 工 事 高	区 分	官公庁（千円）	民間（千円）	合計（千円）
	令和3年3月期	5,540,923	44,073,946	49,614,869
	令和4年3月期	2,523,489	50,109,969	52,633,458
	平 均	4,032,206	47,091,958	51,124,164
過去の主な工事経歴	工 事 名	流山市立八木北小学校校舎増築工事（建築工事・電気設備工事）		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	1,043,460,000円		
	工 期	令和元年7月11日から令和2年8月15日まで		
	受注形態	元請		
	工 事 名	都立水元特別支援学校（30）改築工事		
	発 注 者	東京都財務局		
	工事金額	2,966,500,840円		
	工 期	平成30年6月27日から令和2年7月30日まで		
	受注形態	元請		
	工 事 名	谷津小学校全面改築工事（建築工事）		
	発 注 者	千葉県習志野市		
	工事金額	2,856,600,000円		
	工 期	平成30年9月29日から令和2年8月14日まで		
	受注形態	元請		

＜流山市立南流山中学校移転改修工事＞ 案内図・配置図



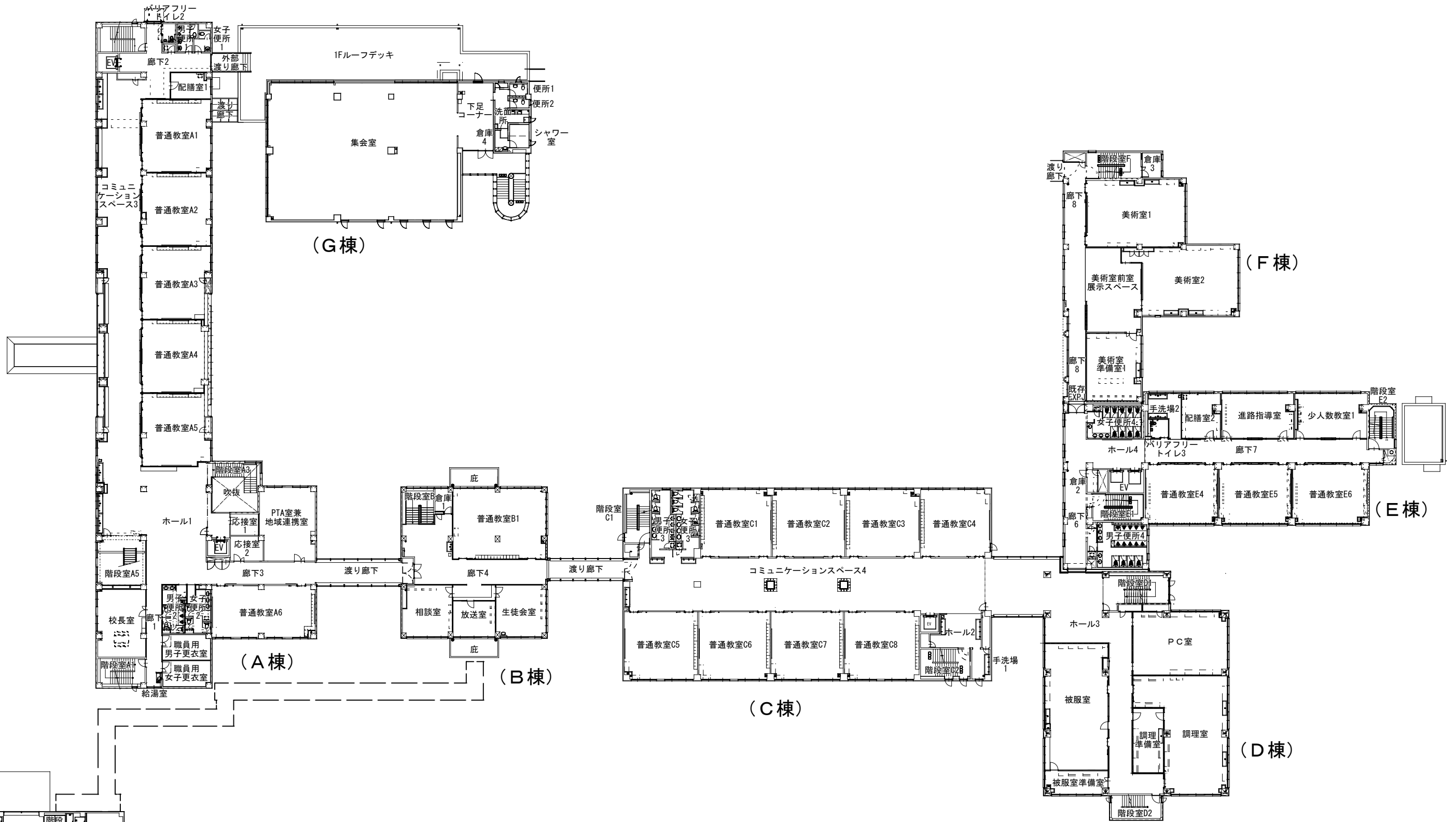
< 流山市立南流山中学校移転改修工事 >

1 階平面図

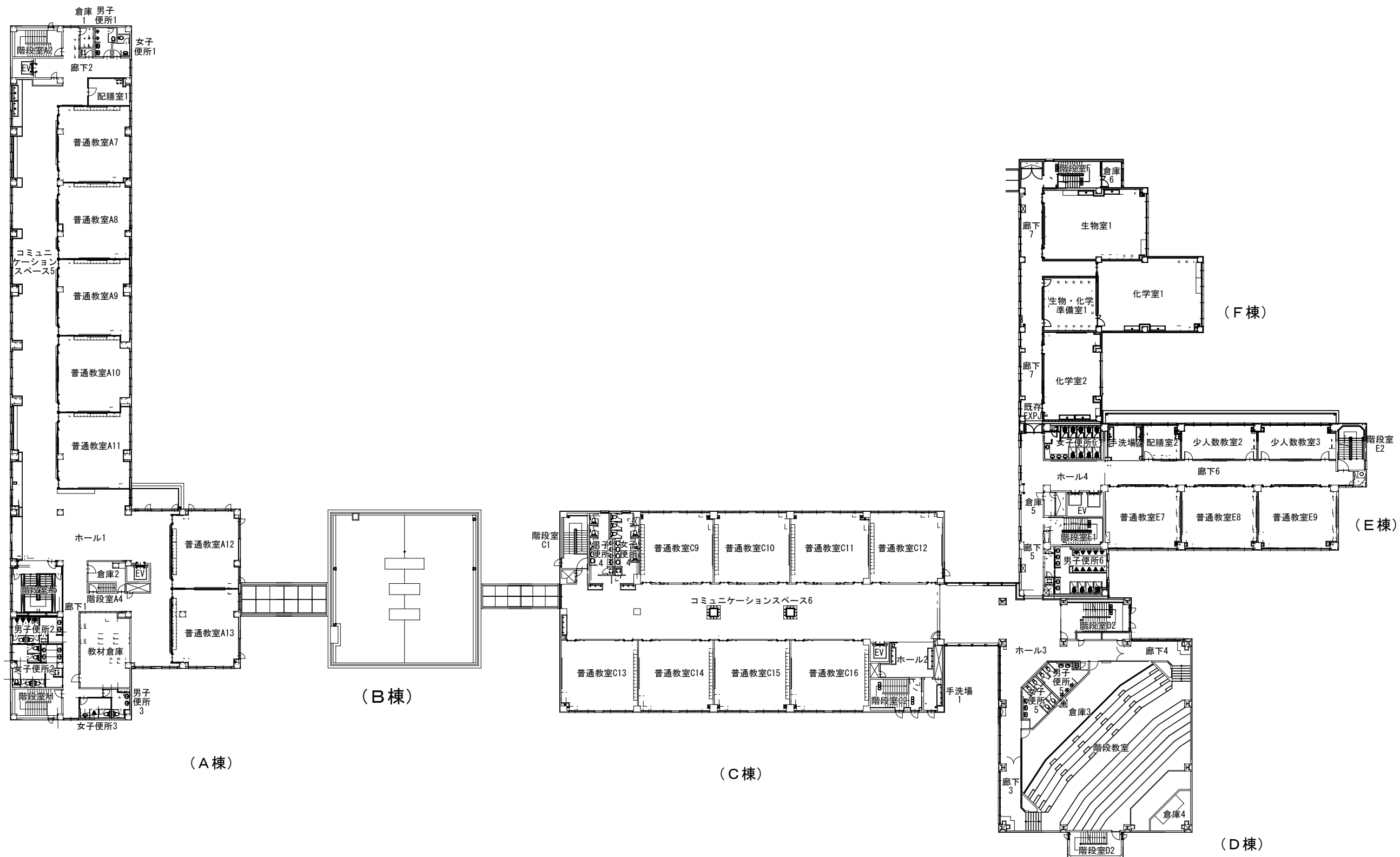


NOTE	検 図	担当主任・製図	DATE	TITLE	ITEMS	SCALE	NO.
			JOB				
				流山市立南流山中学校移転改修工事			

＜流山市立南流山中学校移転改修工事＞
2階平面図

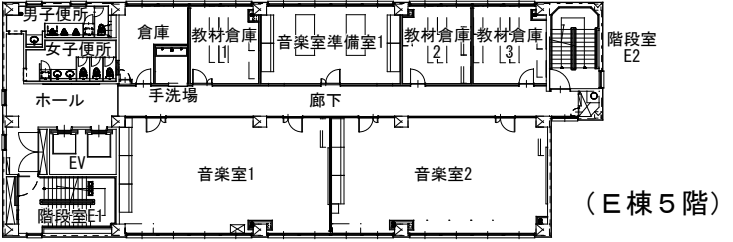
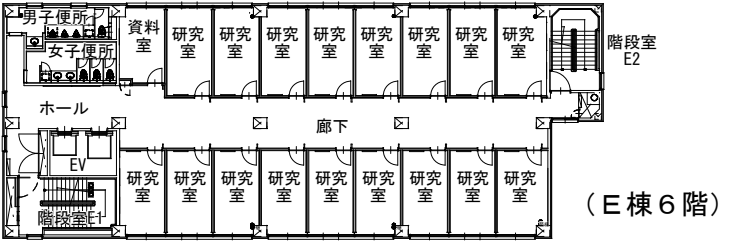
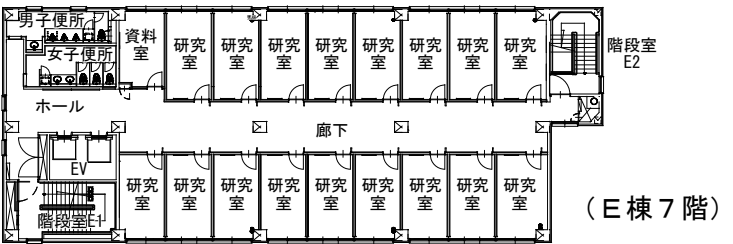
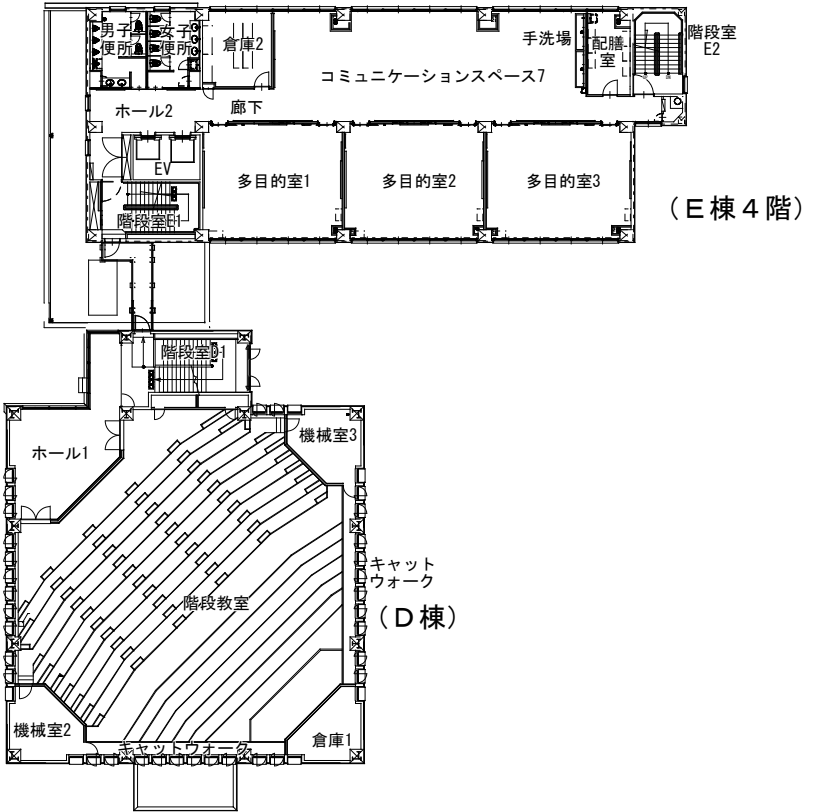
[illegible]

<流山市立南流山中学校移転改修工事>
3階平面図



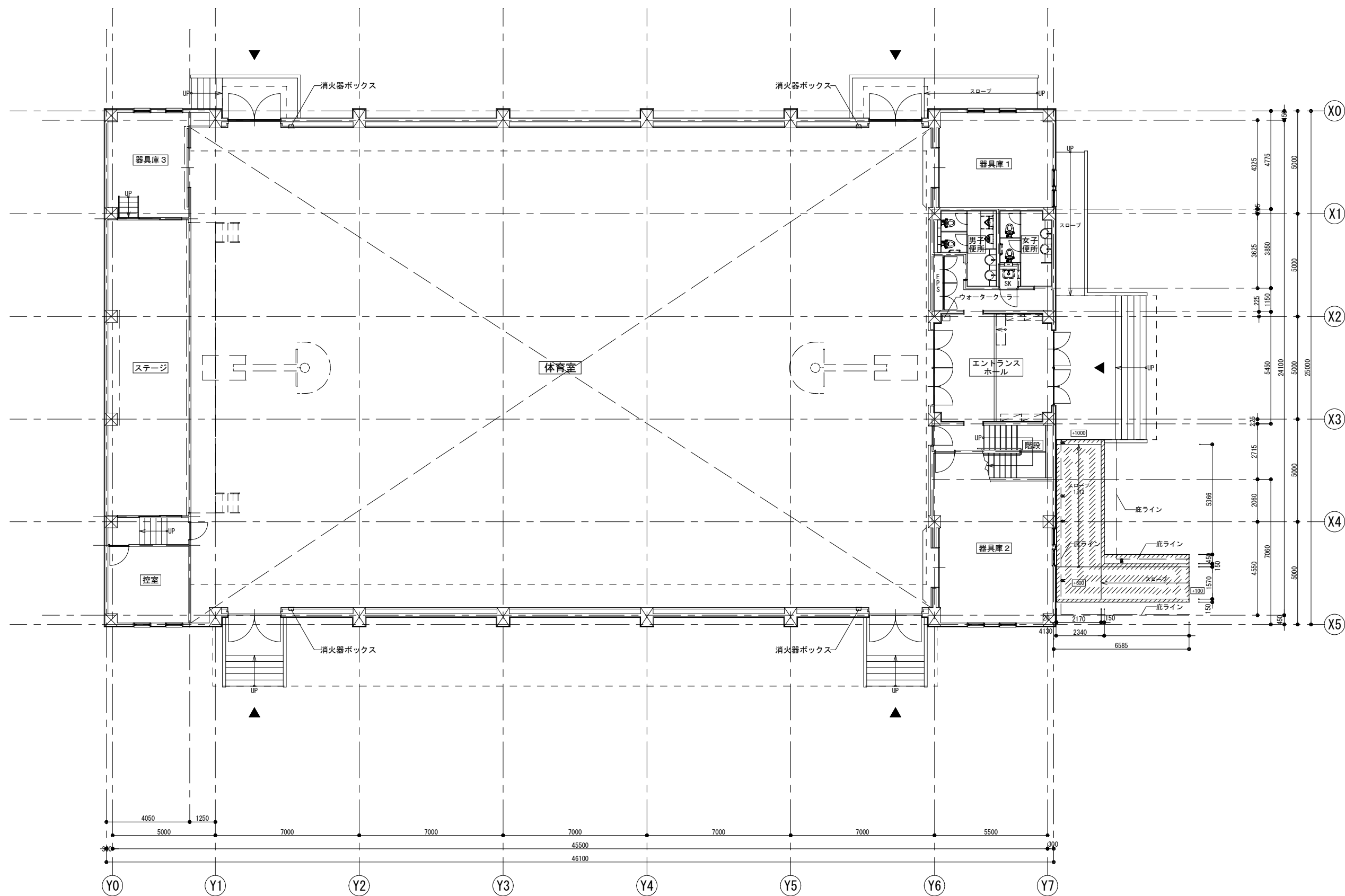
NOTE		検 図	担当主任・製図	DATE	TITLE	ITEMS	SCALE	NO.
				JOB				
					流山市立南流山中学校移転改修工事			

<流山市立南流山中学校移転改修工事>
4～7階平面図



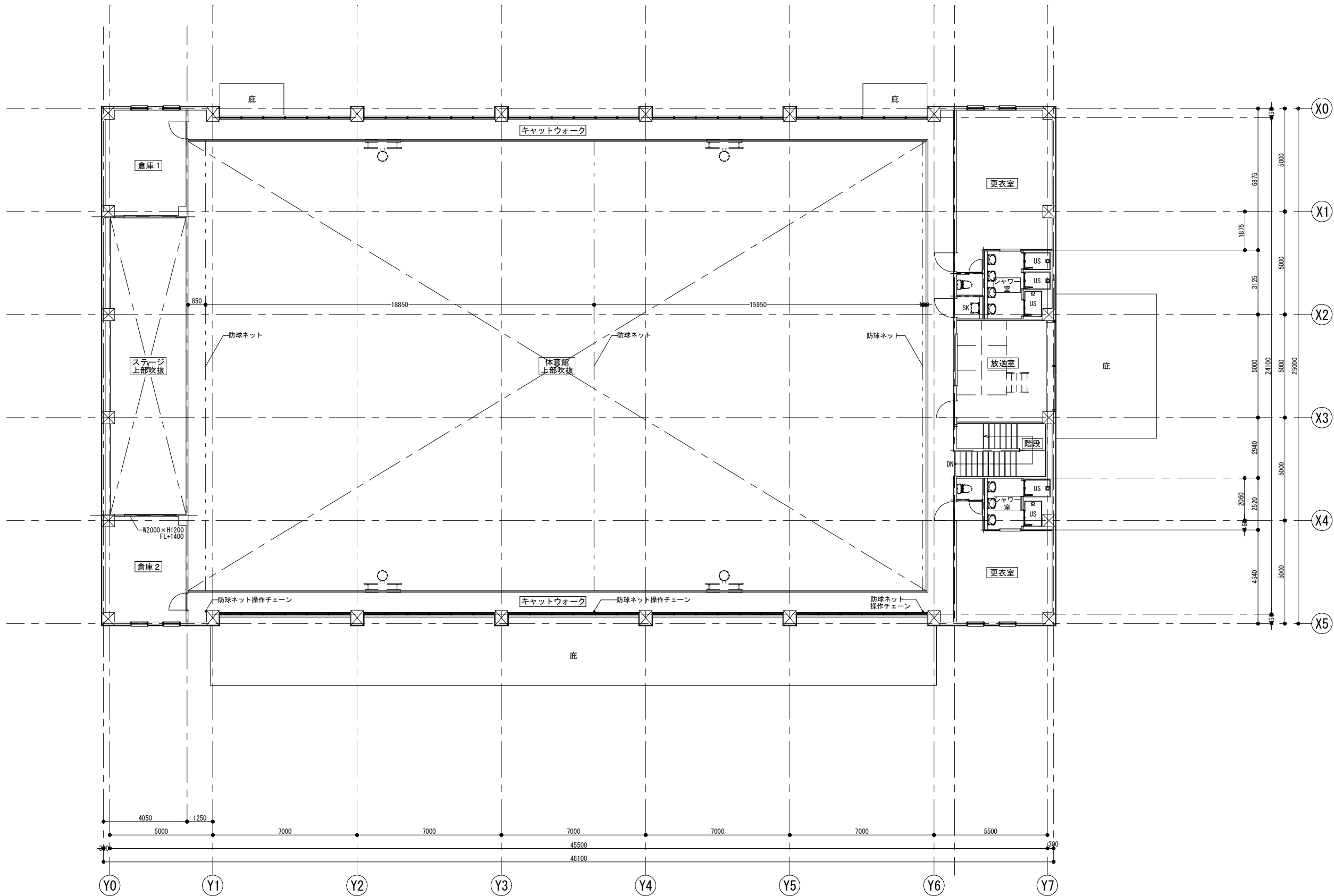
NOTE		検 図	担当主任・製図	DATE	TITLE	ITEMS	SCALE	NO.
				JOB	流山市立南流山中学校移転改修工事			

<流山市立南流山中学校移転改修工事>
体育館 1 階平面図



NOTE		検 図	担当主任・製図	DATE	TITLE	ITEMS	SCALE	NO.
				JOB	流山市立南流山中学校移転改修工事			

<流山市立南流山中学校移転改修工事>
体育館 2 階平面図



NOTE		検 図	担当主任・製図	DATE	TITLE	ITEMS	SCALE	NO.
				JOB	流山市立南流山中学校移転改修工事			

＜流山市立南流山中学校移転改修工事＞
外観イメージ図



＜流山市立南流山中学校移転改修工事＞
内観イメージ図



議案第 83 号

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 南部地区における保育需要と私立保育施設の整備状況を踏まえ、流山市立平和台保育所の収容定員を180人から120人に改めるためである。

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和３０年流山市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第３条の表流山市立平和台保育所の項収容定員の欄中「１８０」を「１２０」に改める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第 84 号

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市おおたかの森ホールの附属設備に会議室等用プロジェ
クターを追加し、その利用料金を定めるためである。

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例（平成２９年
流山市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表の３ 附属設備利用料金表の表中

「

バレエ用シート	１本	５５０
---------	----	-----

」

を

「

バレエ用シート	１本	５５０
会議室等用プロジェクター	１台	２２０

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例の施行の日以後のこの条例による改正後の流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく会議室等用プロジェクターの使用に係る申請手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

議案第 85 号

流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市立南流山地域図書館の開設に伴い、流山市南流山センター内にある流山市立中央図書館南流山分館を廃止することから、空きスペースに会議室を3室増設し、その利用料金を定めるためである。

流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例（昭和５６年流山市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

会議室	６２８	６２８	６２８	６２８
-----	-----	-----	-----	-----

」

を

「

第１会議室	６２８	６２８	６２８	６２８
第２会議室	４７０	４７０	４７０	４７０
第３会議室	３１３	３１３	３１３	３１３
第４会議室	７８５	７８５	７８５	７８５

」

に、「和室Ａ」を「第１和室」に、「和室Ｂ」を「第２和室」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例の施行の日以後のこの条例による改正後の流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表に規定する第２会議室、第３会議室及び第４会議室の使用に係る申請手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

議案第 86 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市南流山福祉会館

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 神田 英子

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 87 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市向小金福祉会館

2 指定管理者となる団体

東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドームファシリティーズ

代表取締役 手島 康彦

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 88 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市初石公民館
- 2 指定管理者となる団体
流山市若葉台3番地の131
特定非営利活動法人市民助け合いネット
代表 鎌倉 常雄
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 89 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市南流山センター
- 2 指定管理者となる団体
流山市若葉台3番地の131
特定非営利活動法人市民助け合いネット
代表 鎌倉 常雄
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 90 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市立森の図書館

2 指定管理者となる団体

千葉県鎌ヶ谷市右京塚3番地3

株式会社すばる

代表取締役 中鉢 謙一

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 95 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和4年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

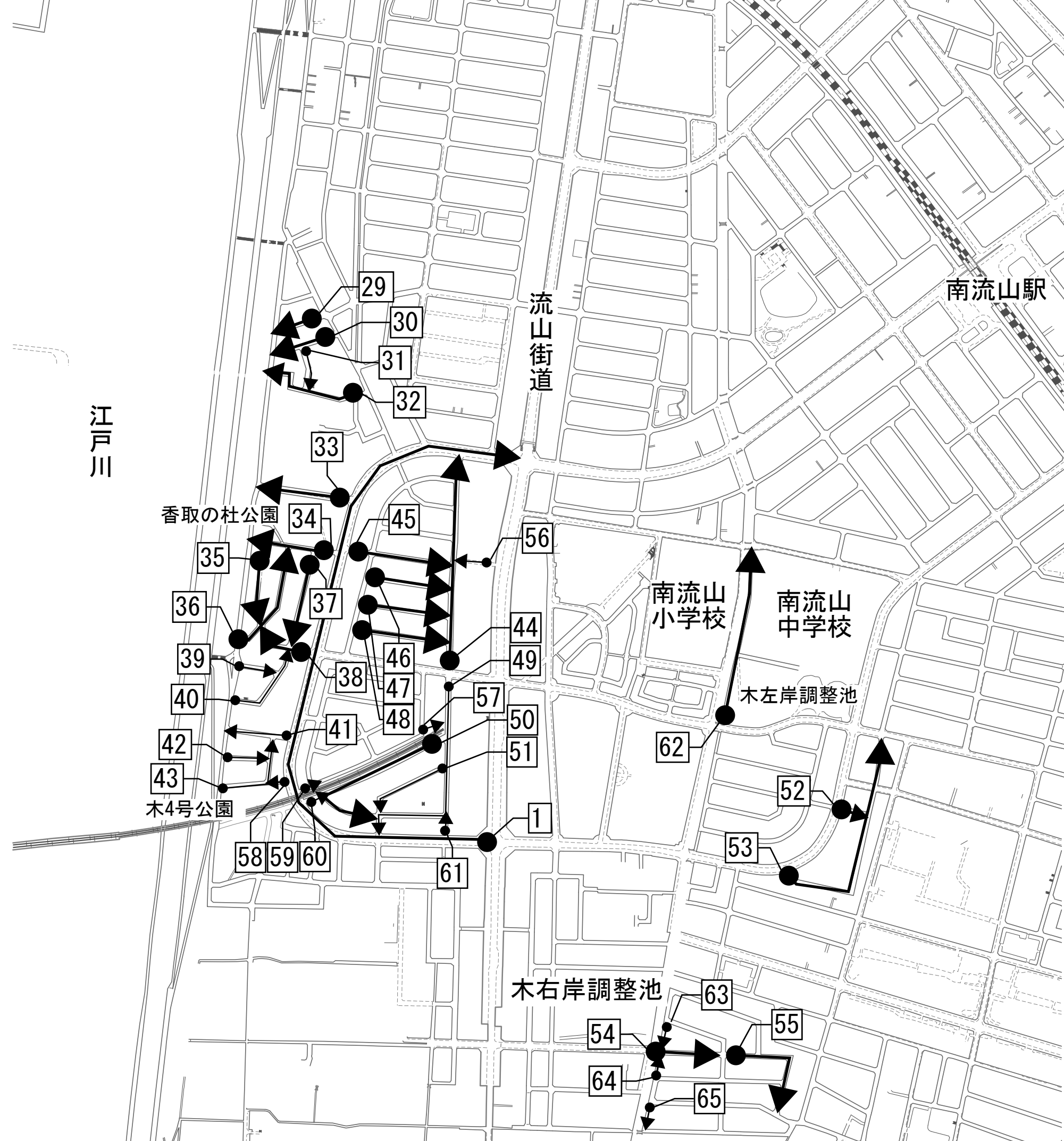
整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	3 1 5	木・南流山2号補助幹線	木字膝丸後235番1	
			南流山8丁目2番9	
2	3 1 6	市野谷・おおたかの森西1号補助幹線	市野谷字下屋敷118番22	
			おおたかの森西一丁目30番1	
3	0 3 2 8 0	東深井区画280号線	東深井字本宿323番5	
			同 所同 番25	
4	0 3 2 8 1	東深井区画281号線	東深井字宿東83番1	
			同 所82番75	
5	0 5 0 5 2	平方区画52号線	平方字浅間前110番64	
			同 所同 番73	
6	2 5 5 0 5	西初石5号歩行者専用道路	西初石1丁目763番97	
			同 所同 番114	
7	2 6 0 2 4	西初石3丁目区画24号線	西初石3丁目1450番2	
			同 所475番4	
8	4 0 1 6 4	市野谷区画164号線	市野谷字中嶋349番1	
			同 所345番1	
9	4 0 1 6 5	市野谷区画165号線	市野谷字中嶋349番1	
			市野谷字梶内401番1	
10	4 0 1 6 6	市野谷区画166号線	市野谷字中嶋351番	
			同 所371番1	
11	4 0 1 6 7	市野谷区画167号線	市野谷字梶内401番14	
			同 所384番	
12	5 7 0 0 1	前平井区画1号線	前平井字堀末155番	
			古間木字水深57番	
13	5 7 5 0 1	前平井1号自転車歩行者専用道路	前平井字堀末119番	
			同 所107番	
14	5 7 5 0 2	前平井2号自転車歩行者専用道路	前平井字下田173番1	
			前平井字堀末118番	
15	5 7 5 0 3	前平井3号自転車歩行者専用道路	前平井字堀末146番1	
			同 所119番	
16	6 0 0 5 1	野々下3丁目区画51号線	野々下3丁目68番20	
			同 所同 番26	
17	6 3 0 3 2	野々下6丁目区画32号線	野々下6丁目1030番9	
			同 所1031番1	
18	6 8 0 2 0	中区画20号線	中字大屋敷123番	
			古間木字山王54番3	
19	6 8 5 0 1	中1号自転車歩行者専用道路	中字中屋敷63番3	
			前平井字堀末139番1	
20	6 8 5 0 2	中2号自転車歩行者専用道路	中字中屋敷63番3	
			同 所98番	

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
21	69038	古間木区画38号線	古間木字水深57番	
			古間木字山王13番1	
22	69039	古間木区画39号線	古間木字水深56番1	
			古間木字山王54番3	
23	69040	古間木区画40号線	古間木字山王33番	
			同 所48番	
24	69041	古間木区画41号線	古間木字山王19番	
			同 所30番2	
25	71097	名都借区画97号線	名都借字河村台834番9	
			同 所835番1	
26	71098	名都借区画98号線	名都借字河村台836番1	
			同 所835番2	
27	77055	松ヶ丘5丁目区画55号線	松ヶ丘5丁目740番1	
			同 所738番32	
28	77056	松ヶ丘5丁目区画56号線	松ヶ丘5丁目738番34	
			同 所同 番32	
29	80067	木区画67号線	木字流作1336番3	
			同 所1338番1	
30	80068	木区画68号線	木字流作1337番1	
			同 所1338番2	
31	80069	木区画69号線	木字流作1365番	
			同 所1368番	
32	80070	木区画70号線	木字流作1372番14	
			同 所1338番7	
33	80071	木区画71号線	木字流作1420番1	
			同 所1425番1	
34	80072	木区画72号線	木字流作1418番2	
			同 番1477番2	
35	80073	木区画73号線	木字流作1477番2	
			同 所1485番12	
36	80074	木区画74号線	木字流作1487番1	
			同 所1423番8	
37	80075	木区画75号線	木字流作1421番1	
			木字前田844番1	
38	80076	木区画76号線	木字前田845番1	
			同 所817番6	
39	80077	木区画77号線	木字前田827番1	
			同 所843番1	
40	80078	木区画78号線	木字前田670番2	
			同 所843番2	

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
41	80079	木区画79号線	木字前田833番2	
			同 所810番1	
42	80080	木区画80号線	木字前田794番1	
			同 所798番	
43	80081	木区画81号線	木字前田784番3	
			同 所805番	
44	80082	木区画82号線	木字下谷447番2	
			南流山8丁目3番7	
45	80085	木区画85号線	木字流作1418番5	
			木字前田584番	
46	80086	木区画86号線	木字前田615番3	
			同 所603番	
47	80087	木区画87号線	木字前田627番1	
			同 所607番	
48	80088	木区画88号線	木字前田633番1	
			同 所608番	
49	80089	木区画89号線	木字前田548番5	
			同 所748番2	
50	80090	木区画90号線	木字前田709番	
			同 所746番2	
51	80091	木区画91号線	木字前田720番2	
			同 所746番3	
52	80131	木区画131号線	木字堀向296番5	
			同 所294番	
53	80132	木区画132号線	木字堀向314番1	
			流山字己ノ起2581番1	
54	80134	木区画134号線	木字神明156番1	
			同 所167番14	
55	80135	木区画135号線	木字神明150番3	
			同 所144番7	
56	80508	木8号自転車歩行者専用道路	木字寅之起512番1	
			同 所516番	
57	80509	木9号自転車歩行者専用道路	木字前田713番3	
			同 所709番	
58	80510	木10号自転車歩行者専用道路	木字前田739番1	
			同 所803番	
59	80511	木11号自転車歩行者専用道路	木字前田737番1	
			同 所733番1	
60	80513	木13号自転車歩行者専用道路	木字前田742番2	
			同 所731番	

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
6 1	8 0 5 1 4	木 1 4 号自転車歩行者専用道路	木字膝丸後 2 5 1 番 1	
			同 所 同 番 1	
6 2	8 0 5 1 8	木 1 8 号自転車歩行者専用道路	流山字己ノ起 2 5 6 5 番	
			同 所 2 5 7 8 番 5	
6 3	8 0 5 2 2	木 2 2 号自転車歩行者専用道路	木字神明 1 5 9 番	
			同 所 同 番	
6 4	8 0 5 2 3	木 2 3 号自転車歩行者専用道路	木字神明 1 5 8 番	
			同 所 同 番	
6 5	8 0 5 2 4	木 2 4 号自転車歩行者専用道路	木字神明 1 3 4 番 1	
			同 所 同 番 3	

市道認定路線図



整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
1	315	木・南流山2号補助幹線	982.77m	17.95~21.07m
29	80067	木区画67号線	70.61m	6.00~6.03m
30	80068	木区画68号線	91.88m	5.99~6.01m
31	80069	木区画69号線	59.66m	6.00~6.01m
32	80070	木区画70号線	159.30m	6.00~6.02m
33	80071	木区画71号線	132.00m	10.50~10.52m
34	80072	木区画72号線	121.36m	6.00~6.03m
35	80073	木区画73号線	115.10m	6.00~6.06m
36	80074	木区画74号線	158.54m	6.00~6.03m
37	80075	木区画75号線	139.99m	6.01~6.01m
38	80076	木区画76号線	86.27m	6.01~6.03m
39	80077	木区画77号線	52.01m	6.00~6.02m
40	80078	木区画78号線	123.98m	6.00~6.02m
41	80079	木区画79号線	87.07m	6.00~6.02m
42	80080	木区画80号線	62.31m	6.00~6.01m
43	80081	木区画81号線	131.27m	6.00~6.02m
44	80082	木区画82号線	302.19m	7.94~8.02m
45	80085	木区画85号線	146.23m	6.00~6.02m
46	80086	木区画86号線	116.12m	6.00~6.01m
47	80087	木区画87号線	124.76m	6.01~6.01m
48	80088	木区画88号線	132.86m	6.00~6.01m
49	80089	木区画89号線	322.04m	8.00~8.02m
50	80090	木区画90号線	279.55m	5.99~10.71m
51	80091	木区画91号線	122.76m	6.00~6.03m
52	80131	木区画131号線	36.94m	6.00~6.02m
53	80132	木区画132号線	326.12m	2.00~6.02m
54	80134	木区画134号線	97.70m	6.00~6.02m
55	80135	木区画135号線	176.19m	6.00~6.02m
56	80508	木8号自転車歩行者専用道路	56.19m	4.00~4.02m
57	80509	木9号自転車歩行者専用道路	35.29m	5.97~6.03m
58	80510	木10号自転車歩行者専用道路	20.98m	4.01~4.01m
59	80511	木11号自転車歩行者専用道路	14.24m	5.98~5.99m
60	80513	木13号自転車歩行者専用道路	24.33m	5.97~5.99m
61	80514	木14号自転車歩行者専用道路	22.30m	4.00~4.02m
62	80518	木18号自転車歩行者専用道路	254.16m	4.00~4.00m
63	80522	木22号自転車歩行者専用道路	40.24m	4.36~4.49m
64	80523	木23号自転車歩行者専用道路	31.47m	4.16~4.44m
65	80524	木24号自転車歩行者専用道路	36.23m	4.37~4.50m

市道認定路線図



流山おおたかの森駅

西初石近隣公園

おおたかの森
小学校・中学校

円東寺

2

8

10

9

11

南部中学校

流山市総合運動公園

整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
2	316	市野谷・おおたかの森西1号補助幹線	1269.49m	17.98～19.05m
8	40164	市野谷区画164号線	85.70m	6.00～6.03m
9	40165	市野谷区画165号線	154.51m	5.99～6.03m
10	40166	市野谷区画166号線	124.55m	5.99～6.01m
11	40167	市野谷区画167号線	53.80m	7.98～8.01m

市道認定路線図



運河駅

駒形神社

東深井
小学校

東深井
中学校

西深井
小学校

流山街道

整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
3	03280	東深井区画280号線	21.69m	5.00～9.00m
4	03281	東深井区画281号線	211.17m	6.00～6.00m
5	05052	平方区画52号線	124.64m	5.00～5.25m

市道認定路線図



初石サンシャインゴルフ

常磐自動車道

初石駅

常盤松中学校

初石公民館

6

7

整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
6	25505	西初石5号歩行者専用道路	29.14m	2.50～2.50m
7	26024	西初石3丁目区画24号線	131.21m	4.00～9.01m

市道認定路線図



流山市総合運動公園

バーベキュー広場

流山セントラルパーク駅

流山市
生涯学習センター

東葛病院

整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
12	57001	前平井区画1号線	457.15m	9.99～14.04m
13	57501	前平井1号自転車歩行者専用道路	122.47m	4.00～7.07m
14	57502	前平井2号自転車歩行者専用道路	122.81m	4.01～7.06m
15	57503	前平井3号自転車歩行者専用道路	15.73m	8.49～8.51m
18	68020	中区画20号線	504.08m	5.96～6.03m
19	68501	中1号自転車歩行者専用道路	151.17m	4.00～4.01m
20	68502	中2号自転車歩行者専用道路	130.62m	4.00～4.03m
21	69038	古間木区画38号線	389.94m	5.99～6.04m
22	69039	古間木区画39号線	84.38m	5.99～5.99m
23	69040	古間木区画40号線	124.26m	5.99～6.02m
24	69041	古間木区画41号線	37.55m	5.99～6.00m

市道路線認定図



豊四季駅

野々下7号公園

16

長崎小学校

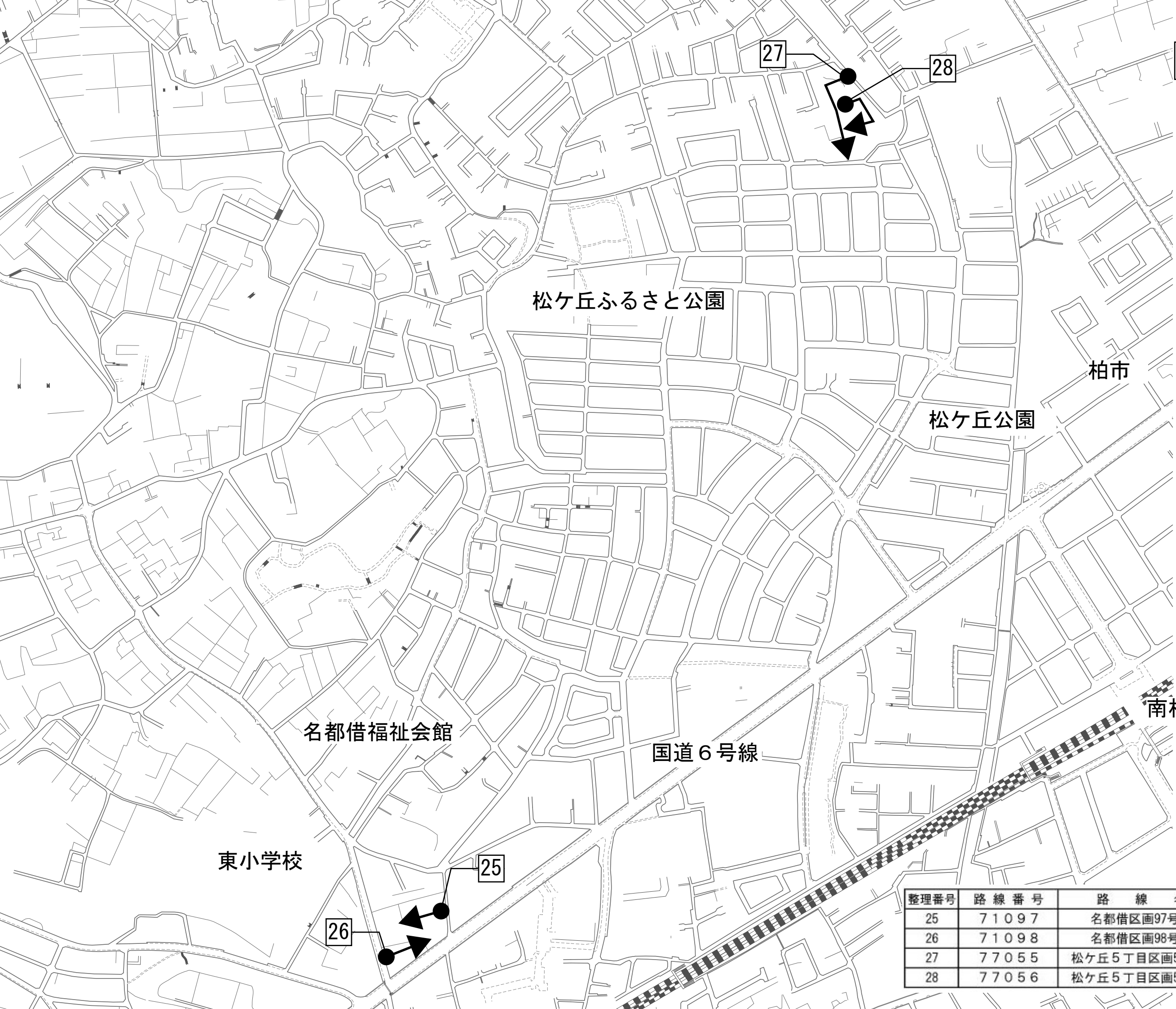
野々下1号公園

17

野々下4号公園

整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
16	60051	野々下3丁目区画51号線	27.67m	5.01~9.01m
17	63032	野々下6丁目区画32号線	70.16m	6.00~9.00m

市道認定路線図



整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
25	71097	名都借区画97号線	43.38m	6.01～9.01m
26	71098	名都借区画98号線	38.21m	5.29～9.30m
27	77055	松ヶ丘5丁目区画55号線	124.69m	5.01～7.53m
28	77056	松ヶ丘5丁目区画56号線	79.15m	5.01～5.01m

議案第 96 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和4年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	294	加・市野谷1号補助幹線	市野谷字宮後206番2	
			市野谷字宮尻829番56	
2	299	木・南流山1号補助幹線	南流山8丁目2番9	
			木字小沼865番	
3	26018	西初石3丁目区画18号線	西初石3丁目1450番2	
			同 所351番1	
4	40048	市野谷区画48号線	市野谷字梶内413番	
			市野谷字地藏谷ツ75番3	
5	68011	中区画11号線	中字大屋敷119番4	
			同 所116番1	
6	69012	古間木区画12号線	古間木字水深69番1	
			同 所63番1	
7	69013	古間木区画13号線	古間木字山王32番3	
			同 所34番2	
8	69014	古間木区画14号線	古間木字山王1番1	
			同 所5番1	
9	69015	古間木区画15号線	古間木字山王3番11	
			同 所19番	
10	69016	古間木区画16号線	古間木字山王49番1	
			同 所39番2	
11	69017	古間木区画17号線	古間木字芳賀殿140番2	
			古間木字山王46番	
12	80004	木区画4号線	木字流作1418番3	
			木字前田767番	
13	80012	木区画12号線	木字膝丸39番1	
			同 所35番1	
14	80039	木区画39号線	流山字己ノ起2581番1	
			松戸市新松戸7丁目263番	

市道路線廃止図

流山おおたかの森駅



1

おおたかの森
小学校・中学校

市野谷水鳥の池

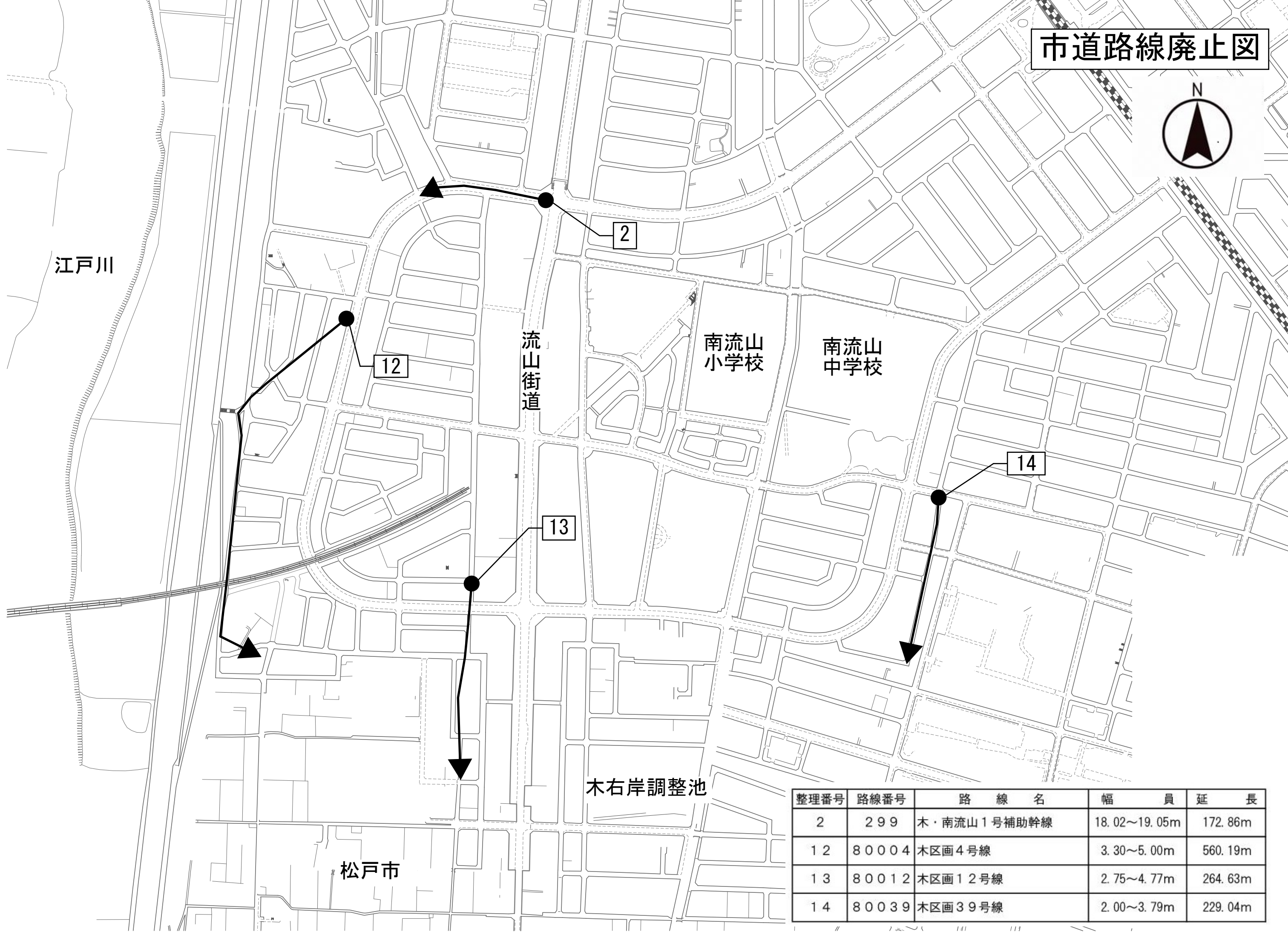
南部中学校

4

流山市総合運動公園

整理番号	路線番号	路 線 名	幅 員	延 長
1	2 9 4	加・市野谷1号補助幹線	19.00~19.01m	668.34m
4	4 0 0 4 8	市野谷区画48号線	1.80~3.70m	284.88m

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路 線 名	幅 員	延 長
2	2 9 9	木・南流山1号補助幹線	18.02~19.05m	172.86m
12	80004	木区画4号線	3.30~5.00m	560.19m
13	80012	木区画12号線	2.75~4.77m	264.63m
14	80039	木区画39号線	2.00~3.79m	229.04m

市道路線廃止図



初石駅

常盤松中学校

西初石中学校

流山市保健センター

3



整理番号	路線番号	路 線 名	幅 員	延 長
3	26018	西初石3丁目区画18号線	4.00~4.04m	65.97m

市道路線廃止図

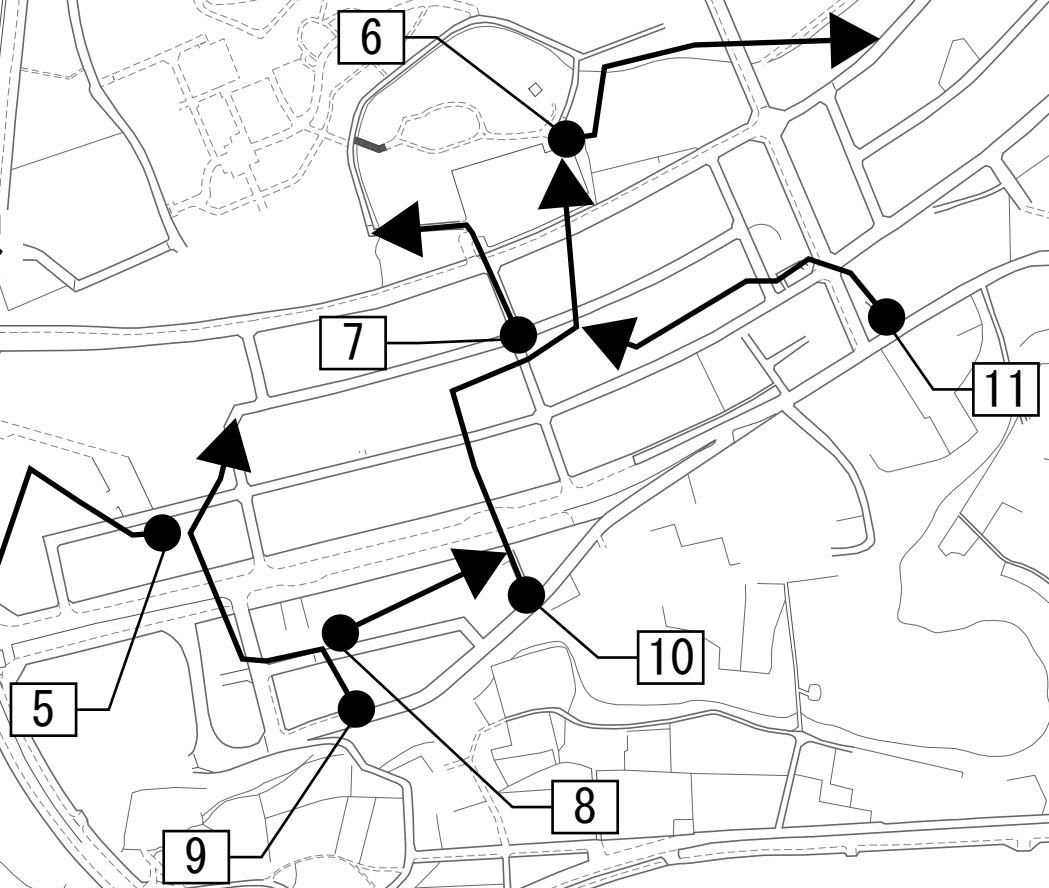


流山市総合運動公園

流山セントラルパーク駅

東葛病院

八木南小学校



整理番号	路線番号	路 線 名	幅 員	延 長
5	68011	中区画11号線	5.00～7.26m	184.36m
6	69012	古間木区画12号線	1.50～2.00m	202.25m
7	69013	古間木区画13号線	2.80～4.10m	137.76m
8	69014	古間木区画14号線	3.00～6.00m	115.76m
9	69015	古間木区画15号線	6.00～9.53m	229.68m
10	69016	古間木区画16号線	2.70～3.40m	300.40m
11	69017	古間木区画17号線	2.70～5.00m	199.98m

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月24日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年９月１日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 生涯学習部博物館の職員が、公務のため公用車（市が賃借している自動車）で左折した際、左後方部が歩道橋補修工事の仮設パイプ、看板及び仮設パイプジョイント部に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和４年３月２４日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山４丁目４０７番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区弁天１丁目５番１号
大和リース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和４年９月１日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ３００，０００円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年９月１３日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市北消防署の職員が、公務のため水槽車を運転し災害現場付近を左折しようとしたところ、道路幅が狭いため切り返し後退した際に、住宅の外構ブロック塀に衝突し、当該塀を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和３年１２月２日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 相手方住所地 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和４年９月１３日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ８４１，３２４円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 10 月 7 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立西深井小学校の職員が、当該小学校駐車場に公用車を後進して入庫しようとした際、当該駐車場に駐車していた相手方車両の左前方部分と接触したことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和 4 年 8 月 4 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西深井 67 番地の 1
（流山市立西深井小学校体育館側駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市西初石 3 丁目 3 番地の 7
一般社団法人こころ |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 4 年 10 月 7 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 205,920 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年１０月３１日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部障害者支援課の職員が、公務のため公用車で交差点を直進しようとしたところ、前方で停車していた相手方車両に追突したことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和４年８月２４日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市三輪野山四丁目１８番１７地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和４年１０月３１日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ６６４，５２７円 |